平成２６年（フ）第３６９４号
大阪市平野区流町１丁目７番５号　ＵＮＩＢＯＸビル401、前住所大阪市生野区田島５丁目１番18号
債務者　早﨑　博之
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３７１８号
大阪府東大阪市三島１丁目６番14号　ケアハウス鴻の里312号
債務者　吉田　公臣
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３８７６号
大阪市西成区萩之茶屋２丁目３番17号　パークマンション309号
債務者　益子　　勲
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３８９４号
大阪市大正区三軒家東４丁目８番26号　敷島ビル405号、前住所大阪市大正区三軒家東１丁目６番14―1011号
債務者　鳥羽　明子
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３９１５号
大阪市西成区花園北１丁目１番７―205号
債務者　福本　康喜
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１００号
山形県西村山郡河北町谷地字所岡104番地の１　ジェイ・シェスタ103
債務者　横山　夏希
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１２２号
山形市緑町４丁目25番12号　アップルハウス緑町Ａ205号
債務者　高橋　カ代
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１２７号
山形市清住町２丁目１番20―1101号　プラージュ清住町
債務者　今井　　恵
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１３５号
山形市あこや町１丁目６番25号
債務者　石井　桃子
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２５２号
沖縄県浦添市仲西１丁目２番６―307号　グランドール仲西
債務者　野田　政利
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第６６号
島根県出雲市大津朝倉３丁目６番地４　レオパレスメゾンレーブ102
債務者　吉岡　謙二
1　決定年月日時　平成26年９月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月５日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２６年（フ）第８０５号
さいたま市浦和区岸町３丁目３番９号　ル・シェルブル―101
債務者　板垣　信一
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第８１８号
埼玉県志木市中宗岡２丁目19番35号　サンフィオーレ202号
債務者　渡部　　彰
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第８５０号
埼玉県和光市諏訪原団地１番２号406
債務者　安藤　直美（旧姓横山）
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第８５９号
さいたま市北区宮原町３丁目579番地　サンロイヤル大宮403
債務者　蝦名　智貴
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第３７４号
埼玉県草加市松原５丁目４番23号　ハイツブルースカイ101号
債務者　生長　芳彦
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係